

## 公共施設等適正管理推進事業債（除却事業）の地方交付税措置について

### 各市町村における取組

【担当省庁】総務省

#### （現状・課題）

平成29年度に創設された公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等の集約化・複合化、長寿命化、転用、立地適正化、ユニバーサルデザイン化、市町村役場機能緊急保全、除却といった事業に活用でき、また一部交付税措置もあることから、公共施設等の見直しを推進していくためには非常に有効な地方債である。また、令和4年度の地方財政計画においては、事業期間が令和8年度まで延長されるとともに、脱炭素化事業が新たに追加された。このうち除却事業については、公共施設等適正管理推進事業債の対象となる事業のなかで唯一交付税措置が無い事業となっている。

公共施設の見直しには、調査、個別施設計画策定、設計、工事といった事業期間が必要であり、また、厳しい財政状況においては、中長期的な財政計画のもと、公共事業の一定の平準化も必要となる。

市町村では、少子高齢化や人口減少に伴い、利用者の減少によって未利用となった公共施設が多数存在し、老朽化も進んでいる。これらの対策として、施設の集約化等の整理を行っているが、その過程で除却を余儀なくされる施設も多く大きな財政負担が必要となっている。

市町村	取組
天理市	市が保有する公共施設を現状の規模で維持すると仮定した場合、今後30年間で約1,162億円の更新費用が掛かると試算。地域の実情に応じた施設の最適化を図るべく、市民や民間企業などと連携した再編や複合化を検討中。
桜井市	平成27年度公共施設等総合管理計画を策定した（令和3年度改訂）。目標値は計画終期の令和37年度に平成27年度比 施設延床面積を32.2%削減
五條市	令和3年度、公共施設のあり方や市役所旧庁舎・跡地の活用の検討を進めていくため、大学教授等の専門家や地域の有識者等で構成される2つの委員会を立ち上げ、議論を開始。 令和4年度において、まずは観光施設を中心に15施設のあり方を検討した結果について報告を受け、市として4施設を他の施設に統合すること等により廃止するとしたところである。

### 除却事業の実績及び今後の予定

事業	時期	総事業費
子ども子育て施設の再編等に係る除却（天理市）	令和8年度まで	未定
共同浴場（天理市）	検討中	未定
老人憩いの家（天理市）	検討中	未定
プール（2件）（天理市）	検討中	未定
旧ごみ焼却施設の除却（桜井市）	平成28～30年度	約6億3,000万円
火葬場（桜井市）	令和2～3年度	約2,800万円
旧市庁舎（桜井市）	令和3年度	約2億6,000万円
中学校旧体育館（桜井市）	検討中	約6,600万円
旧学校給食センター（桜井市）	検討中	約2億500万円
中央体育館（五條市）	令和元年度	約4,700万円
旧五條幼稚園（五條市）	令和3年度	約4,400万円
旧市役所分庁舎2棟 （旧地籍調査課・旧消防署）（五條市）	検討中	未定
旧西吉野幼稚園（五條市）	検討中	未定
旧大深小学校 外（五條市）	検討中	未定
育成幼稚園（高取町）	令和6年度まで	約5,000万円
高取幼稚園（高取町）	令和7年度まで	約5,000万円

### 国にお願いすること

老朽化施設の除却は、安全面や環境面の観点からも必要不可欠であるが、財政力の弱い地方公共団体では、その財政負担が大きな障害となり進んでいないのが実情である。そのため、国に以下のことをお願いする。

- ◎施設の集約化、複合化又は老朽化等により役割を終えた施設の除却に対する地方財政措置を講じること。
- ◎施設の除却についても過疎対策事業債の対象とすること。